

## 浜松市防災会議新委員の委嘱について

平成 28 年に新委員となった防災会議委員（機関）

機関名	氏 名	委 嘱 日
一般社団法人 浜松市歯科医師会	副会長 しばき としあき 柴 木 利 明	平成 28 年 11 月 24 日
一般社団法人 浜松市薬剤師会	副会長 つきい ひでき 月 井 英 喜	平成 28 年 11 月 24 日
一般社団法人 浜松建設業協会	会長 なかむら よしひろ 中 村 嘉 宏	平成 28 年 11 月 24 日

## 【参考】

## 浜松市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 10 日

浜松市条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、浜松市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務について必要な事項を定める。

(会長及び委員)

第 2 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
  - 3 会長は、会務を総理する。
  - 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
  - 5 委員は、次に掲げる者とする。
    - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから当該機関の長の同意を得て市長が任命する者
    - (2) 県の職員のうちから知事の同意を得て市長が任命する者
    - (3) 県警察の警察官のうちから当該所属長の同意を得て市長が任命する者
    - (4) 教育長及び消防長並びに市長が任命する職員
    - (5) 消防団長及び水防団長
    - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから当該機関の長の同意を得て市長が任命する者
    - (7) その他市長が特に必要と認めたる者
  - 6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。
- (略)